

◎新潟県告示第985号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年11月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務（「田畑あきら子展」当日観覧券観覧料）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年6月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和7年10月24日